

ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案実施要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施します。

令和4年4月18日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本業務は、山梨県のような様々な産品や地域の特性を生かした取り組み等の地域資源に関するソーシャルメディア上の一般消費者の認識を収集するツールを導入し、また収集された情報を分析することで、より効果的な情報発信、プロモーション施策の立案に寄与することを目的とする。併せて県政上の主要なトピックについても同様の情報収集を行い、県の重要施策や考え方の効果的な発信に寄与することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務委託

(2) 委託内容

別紙「ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務仕様書」(以下仕様書という。)による。

(3) 予算上限額

8,662,500 円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 スケジュール

- (1) プロポーザル公告 令和4年4月18日(月)
- (2) 質問票受付期限 令和4年4月26日(火)
- (3) 参加資格確認申請書提出期限 令和4年4月26日(火)
- (4) 参加資格審査結果通知 令和4年5月6日(金) 以降
- (5) 企画提案書提出期限 令和4年5月13日(金)
- (6) 一次審査(書類審査) 令和4年5月17日(月)

- (7) 一次審査結果通知 令和4年5月19日(木) 以降
- (8) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) 令和4年5月26日(木) 予定
- (9) 審査結果通知、受託候補者特定 令和4年5月27日(金) 以降

3 企画提案の参加資格

本企画提案に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」による指名停止措置期間中の者でないこと。

4 企画提案参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付すること。

- ① 誓約書(様式第2号) 1部
- ② 役員名簿(様式第3号) 1部
- ③ 会社概要等整理表(様式第4号) 1部
- ④ 国税納税証明書(その3) 1部
- ⑤ 都道府県税納税証明書(山梨県内に本社・支店等がある場合) 1部
- ⑥ 会社パンフレット等会社概要が把握可能な書類 6部

(2) 提出期限

令和4年4月26日(火)午後5時(必着)

山梨県の休日(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(4) 提出方法

持参または郵送・宅配により提出することとし、4(2)の期限までに必着のこと。
持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和4年5月6日(金)以降にすべての申請者に対し郵送にて通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、4(5)の通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

5 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務に関する質問(貴社名)」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 質問の送付先

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ brand@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和4年4月18日(月)から4月26日(火)午後5時まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県が参加資格を有すると確認した者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等に行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

6 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 企画提案書

- ・ 表紙には様式第6号を用いること。
- ・ A4判、縦型、横書き、左綴じ、24ページ以内とすること。A3判はやむを得ない場合に限り

使用することとし、片面、横折込みとする。

- ・ 日本語表記で文字サイズは10.5ポイント以上であること。
- ・ 委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。
- ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項を記載すること。

項目	内容
類似事業の経験や専門知識	○本事業に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積、本事業に類似する業務の実施経験について
提供ツール	○仕様書4(1)に定める条件を満たすものであることの説明 ・提供ツールにおける分析機能の内容 ・キーワード等分析条件の設定方法 ・分析可能な対象メディアについて
	○仕様書4(1)①に記載の内容以外に、本業務の目的の達成に有効と思われる提供ツールが実装している機能がある場合にはその内容。
導入・運用支援	○情報分析ツールの操作や有効な分析条件の設定方法などに関するサポート体制。
	○情報分析ツールを使用して得られた結果に対して山梨県が行う分析、考察への助言等業務の支援体制(責任者、担当者の配置、実務経験など)及び支援の内容。
分析レポート作成、考察	○山梨県の地域資源等に関する評価や認知について分析、把握するための手法。 ・提供ツールのどのような機能を活用し、何を把握することができるのか。
	○分析結果を基に、より効果的な情報発信を行うための考察を実施する業務体制(責任者、担当者の配置、実務経験)や過去の同種の業務の実績。
事業費	○事業費全体の積算の内訳

(2) 見積書(様式は任意)

金額(消費税及び地方消費税を含む)及び積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。

※ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

※ 見積額は、2(3)の費用の上限額の範囲内とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

書面により、6(1)(2)を**正本1部、副本7部**提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体として提出すること。

提出は、持参または郵便・宅配により行い、6(4)の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和4年5月13日(金)午後5時(必着)

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(6) 企画提案の審査基準

企画提案は、別紙1「企画提案書記載事項一覧」の各項目について審査する。

(7) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式第7号)」を企画提案書の提出期限までに、6(5)の提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

7 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務に係る企画提案審査会(以下、「審査会」という。)が行う。
- ② 書面審査により優秀提案者を定める一次審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより最優秀提案者を定める二次審査を行う。
ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が4社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。
(二次審査については、「8 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング」を参照)
- ③ 審査では、企画提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定し、第1位の者を候補者とする。
- ④ 得点が高点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 審査結果

- ① 一次審査の結果は、企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は優秀提案者全員に文書にて通知する。
- ② その他
 - ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
 - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、7(2)①の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

8 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

優秀提案者を対象として、企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)を次のとおり実施する。

(1) 日時

令和4年5月26日(木)を予定しているが、詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度(提案書説明20分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む)

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。
- ② 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ④ 基本的に書面審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとに審査を行うものとする。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止のため、二次審査をオンライン等で行う場合がある。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実を反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

10 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として協議を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、優先交渉権者が契約締結までの間に「3 企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(2) 契約書案

別添契約書(案)のとおり

12 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。
- (2) 山梨県財務規則(昭和39年3月31日 規則第11号)第109条の2で定める各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は免除することがある。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

13 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ
電話番号(直通) 055-223-1584
メールアドレス brand@pref.yamanashi.lg.jp